

## 郡上市観光連盟ホームページ広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、郡上市観光連盟（以下「連盟」という。）ホームページに掲載する広告に関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の制限)

第2条 次の各号のいずれかに該当する広告は、掲載しないものとする。

- (1) 法令等の規定に違反する広告
  - (2) 連盟の信用若しくは品位を害し、又は業務遂行に支障を及ぼすおそれのあるもの
  - (3) 政治団体若しくは宗教団体が広告主となるもの及び政治、経済、社会、宗教等に関する主義又は主張に関するもの
  - (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に掲げる営業に関する広告又はこれらの従業員等の募集に関するもの
  - (5) 求縁又は男女の交際若しくは私的通信等に関するもの
  - (6) 詐欺的その他正当な取引とは認められない取引に関するもの
  - (7) 個人の氏名を宣伝するもの
  - (8) 賃貸業に関するもの
  - (9) 美観風致を害するおそれのあるもの
  - (10) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
  - (11) 市内観光協会の会員でない団体の広告
  - (12) その他連盟会長が公序良俗又は公益上支障があると認めるもの
- 2 前項の規定は、当該広告がリンクしているホームページの内容についても適用する。

(広告の規格等)

第3条 広告の規格等は、連盟会長が別に定めるものとする。

(広告の募集)

第4条 広告の募集は、次に掲げる事項を記載した募集要項を定め、行うものとする。

- (1) 広告媒体の種類
- (2) 広告の規格、枠数、掲載位置、掲載期間
- (3) 掲載料
- (4) 広告の募集方法
- (5) 広告の選定方法
- (6) その他掲載に関し必要な事項

(広告掲載の申込み)

第5条 ホームページに広告を掲載しようとする者（以下「申込者」という。）は、連盟ホームページ広告掲載申込書（様式第1号）に広告掲載しようとする原稿素材（画像データ）を添えて指定された日までに、連盟会長に申し込まなければならない。

(広告掲載の決定)

第6条 連盟会長は、前条に規定する申込書の提出を受けたときは、遅滞なく広告掲載の可否を募集要項で定めた方法により決定するものとする。

- 2 申込者数が枠数を超えるときは、掲載希望月数の多いものを優先することとし、さらに枠数を超えるときは連盟事務局において抽選をすることとする。
- 3 市内観光協会は、それぞれ1枠（合計最大7枠）は広告枠確保の権利を有するものとする。
- 4 連盟会長は、前各項の規定により広告掲載の可否を決定したときは、連盟ホームページ広告掲載可否通知書（様式第2号）により、申込者に通知するものとする。

#### （掲載期間）

第7条 広告の掲載期間は、1ヶ月単位とし、複数月にわたる掲載も可能とする。ただし、12ヶ月を越える期間を指定することはできない。

#### （広告の内容に関する責務）

第8条 広告の内容に関する一切の責務は、広告掲載が決定した申込者又は現に広告掲載している申込者（以下「広告主」という。）が負う。

#### （広告料の納入方法）

第9条 広告主は、指定する日までに連盟会長が発行する請求書に基づき全期間分の広告料を納入するものとする。

- 2 連盟会長は、納入された広告料は、返還しない。ただし、広告主の責めによらない理由によって広告掲載できなかつたときは、この限りではない。

#### （広告掲載の取消し）

第10条 広告主がこの要綱の規定に違反していることが判明したとき若しくは次に掲げる事項に該当することとなったときは、広告掲載の決定を取り消し、又は広告掲載を中止できるものとする。

- (1) 広告主が連盟の信用若しくは品位を害する行為を行ったとき
- (2) 広告主が法令等の規定に違反する行為を行ったとき
- (3) 広告主のイメージが失墜し連盟の業務遂行に支障を及ぼすおそれのあるとき
- (4) その他広告主に公益上の支障があると認められたとき

- 2 前項の規定により広告掲載の決定を取り消し、又は広告掲載を取りやめた場合は、広告主に通知するものとする。

#### （免責）

第11条 停電、通信回線の事故、天災等不可抗力及び緊急メンテナンスの発生などの原因により、広告掲載の全部又は一部を履行できなかった場合、連盟はその責任を問われないものとする。

#### （広告掲載の事務）

第12条 広告掲載に関する事務は、連盟事務局において処理する。

#### （その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか広告掲載に関し必要な事項は、別に連盟会長が定める。

#### 附則

この要綱は、平成23年5月26日から施行する。